令和8年4月1日
釜石市告示第99号

釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(自己所有太陽光発電設備等)交付要綱

(目的)

第1条　市内脱炭素先行地域において、住宅や店舗・事務所等の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を促進するため、補助事業者が太陽光発電設備等の設置を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　脱炭素先行地域　地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)「『釜石版サステナブルツーリズム』がつなぐ地域脱炭素プロジェクト」(令和6年9月27日環境省選定)の対象とする地域をいう。

(2)　施設等　住宅、店舗、事務所等において、電力契約を締結している建物とその敷地等をいう。

(3)　国実施要領　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)をいう。

(4)　太陽光発電システム　太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、国実施要領別紙1に規定する事業の要件を満たし、かつ、国、地方公共団体その他の団体が実施する他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていないものをいう。

(5)　蓄電池システム　太陽光発電システムにより発電した電気を蓄電するための設備であって、国実施要領別紙1に規定する事業の要件を満たし、かつ、国、地方公共団体その他の団体が実施する他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていないものをいう。

(6)　太陽光発電設備等　第4号及び第5号に規定する設備をいう。

(7)　需要家　太陽光発電システムにより発電した電気を活用する者をいう。

(交付対象者)

第3条　補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　脱炭素先行地域内に所在する施設等に自らが居住し、又は居住を予定している者であって、当該施設等に太陽光発電設備等を設置しようとする者

(2)　脱炭素先行地域内に事業の用に供する施設等(第一次産業及び第二次産業に関連する工場、畜舎等を除く。)を有し、当該施設等に太陽光発電設備等を設置しようとする者

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が含まれる場合は、交付対象としない。

(1)　釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団

(2)　構成員の内に釜石市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者を含む団体

(補助対象設備等)

第4条　補助対象設備、補助対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象設備	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	国実施要領別表第1のとおりとする。	補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1kW当たり31万5,000円を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額
太陽光発電システム(ソーラーカーポート)	国実施要領別表第1のとおりとする。	補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1kW当たり21万を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額
蓄電池システム	国実施要領別表第1のとおりとする。	補助対象経費の合計額又は蓄電池システムを構成する蓄電池の蓄電容量に1kWh当たり21万円を乗じて得た額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額

(交付申請等)

第5条　補助金交付申請の期限は、毎年度11月30日とする。

2　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付要領第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書(工事計画書)(様式第1号)

(2)　収支予算書(様式第2号)

3　交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　釜石市内に住所を有することを証明できるもの(住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カードの写し等)

(2)　補助対象設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し

(3)　使用貸借又は賃貸借契約書の写し(申請者が建物や敷地を借りて補助対象設備を設置する場合に限る。)
(4)　適正導入量計算書(様式第3号)
(5)　補助対象設備の設置に係る経費の内訳が確認できる書類
(6)　2者以上の施工事業者から徴した見積書の写し及び明細
(7)　市税に係る納税証明書又は市税に係る滞納が無いことを確認できる証明書等
(8)　施設等所有者の承諾書(様式第4号)(申請者が建物や敷地を借りて補助対象設備を設置する場合に限る。)
(9)　不動産登記簿謄本(申請者が事業の用に供する自らが所有する施設等に補助対象設備を設置する場合に限る。)
(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(令8告示191の3・一部改正)

(交付の条件)

第6条　交付要領第16条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。
(1)　太陽光発電システムにより発電した電力は、需要家において自家消費すること。ただし、需要家の消費量を超える余剰電力については、小売電気事業者と余剰電力の売電に関する契約を締結の上、当該小売電気事業者に売電することができるものとする。
(2)　前号の規定により自家消費する電力量は、住家の用に供する施設等にあっては太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上、事業の用に供する施設等にあっては太陽光発電システムで発電する電力量の50%以上とすること。
(3)　第三者所有型である電力購入契約又はリース契約での導入でないこと。
(4)　事業の実施にあたっては、市内に本店、支店、営業所等を有する施工業者等(以下「施工事業者」という。)に補助対象設備の設置を発注するものとし、2者以上の施工事業者から見積を徴して安価な施工事業者を選定すること。
(5)　事業完了後、市長の求めに応じ、売電量、買電量、自家消費率その他これに類するデータを提出すること。
(6)　前各号に掲げるもののほか、国実施要領の規定に準拠すること。

(届出事項)

第7条　補助事業者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(完了期限等)

第8条　補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度2月末日とする。
2　補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付要領第10条第2号及び同条第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付請求書に添えて市長に提出しなければならない。
(1)　事業実績書(様式第5号)
(2)　収支精算書(様式第6号)

3　交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　補助対象設備の設置状況を確認できるカラー写真。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は、単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し

(2)　補助対象設備の設置に要した経費に係る書類の写し(請求書、領収書等)

(3)　資材受払書

(4)　補助対象設備で発電した電力のうち余剰電力についての売電契約先が確認できる書類の写し

(5)　一般送配電事業者との系統連系に関する契約書の写し(余剰電力の売買を行わない場合は、逆潮流をしないことを申請した書類等の写し)

(6)　第6条第2号に規定する自家消費率を満たしていることがわかるモニター画面等の写真又は数値を出力した資料等

(7)　補助金振込口座の通帳等の写し

(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第9条　交付要領第14条の規定により要綱で定める、財産の処分の制限をする財産及びその制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2　この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附　則(令和8年10月1日告示第191号の3)

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

事業計画書(工事計画書)

１　補 助 事 業 の 名 称　　年度　釜石市脱炭素先行地域づくり事業
(自己所有太陽光発電設備等)

２　事　業　の　目　的

３　事　業　の　効　果

４　事業内容

実施時期又は期間	設置場所	事業量 又は内容	事業費	備　考
自　　年　月　日 至　　年　月　日	釜石市	《太陽光発電》 《蓄電池》	円	

《工事実施期間》自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

５　経費配分

事業種別	総事業費 (A＋B＋C)	補助事業の財源内訳			備考
		市補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
太陽光 発電	円	円	円	円	
蓄電池	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

６　設備を設置する建物等の種別

□1　新築時に設置　　□2　購入時に設置　　□3　既存の建物に設置

〔1～2 の場合　入居予定　　年　　月〕

7　施工事業者

会社名	
代表者氏名	
住所	

備考

1　この様式により難いときは、上記の内容が記載された事業計画書等を添付のこと。

2　説明欄には、事業種別ごとの事業費の内訳を記載すること。

様式第２号(第５条関係)

収支予算書

1　収入の部

区　　分	金　　額	摘　　要
市補助金	円	釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金 (自己所有太陽光発電設備等)
自己資金	円	
その他	円	
合　　計	円	

2　支出の部

区分	費目	細分	太陽光発電 システム	蓄電池システム
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費、労務費、直接経費	円	円
	本工事費 (間接工事費)	直接必要な現場経費 機械器具の運搬や技術管理に要する費用など	円	円
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用	円	円
	機械器具費		円	円
	測量及び試験費		円	円
設備費			円	円
業務費			円	円
事務費			円	円
補助対象外経費			円	円
合　計			円	円
総合計			円	

様式第3号(第5条関係)

適正導入量計算書

１．申請者

氏名	

２．設備

設置する場所	釜石市 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （ □１ 個人宅　　□２ 事業所 ）			
上記住所での過去１年間の電気使用量 新築の建物屋根に設置する場合には電力消費量(見込み)をご記入ください。	月	kWh	月	kWh
	月	kWh	月	kWh
	月	kWh	月	kWh
	月	kWh	月	kWh
	月	kWh	月	kWh
	月	kWh	月	kWh
	＜年間(各月の合計)＞ kWh			
設置する太陽光発電システム	容量	kW		
	発電想定量(A)	kWh		
発電する電力の想定(年間)	自家消費量(B)	kWh		
	売電量	kWh		
	自家消費想定割合 (B)／(A)	%		

様式第4号(第5条関係)

年　　月　　日

釜石市長　宛て

施設等所有者の承諾書

釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(自己所有太陽光発電設備等)を活用して太陽光発電設備等を設置する場合において、私が所有する建物又は敷地(以下「施設等」という。)に太陽光発電設備等を法定耐用年数期間である17年以上にわたり設置することを承諾します。

年　　月　　日

施設等所有者

(署名)　　㊞

所有する施設等	住所	釜石市		
	所有対象	□　上記の建物・敷地 □　上記の建物のみ　(敷地の所有者氏名：　　) □　上記の敷地のみ　(建物の所有者氏名：　　)		
所有者	住所			
	生年月日	年　　月　　日	電話番号	—　　—

様式第5号(第8条関係)

事業実績書

1　補 助 事 業 の 名 称　　年度　釜石市脱炭素先行地域づくり事業
（自己所有太陽光発電設備等）

2　事　業　の　目　的

3　事　業　の　効　果

4　事業内容

実施時期又は期間	設置場所	事業量 又は内容	事業費	備　考
自　　年　月　日 至　　年　月　日	釜石市	《太陽光発電》 《蓄電池》	円	

《工事実施期間》自　　年　月　日　　至　　年　月　日

5　経費配分

事業種別	総事業費 (A＋B＋C)	補助事業の財源内訳			備考
		市補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
太陽光 発電	円	円	円	円	
蓄電池	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

6　設備を設置する建物等の種別

□1　新築時に設置　　□2　購入時に設置　　□3　既存の建物に設置

〔1～2の場合　入居予定　　年　　月〕

7　施工事業者

会社名	
代表者氏名	
住所	

備考

1　この様式により難いときは、上記の内容が記載された事業実績書等を添付のこと。

2　説明欄には、事業種別ごとの事業費の内訳を記載すること。

様式第６号(第８条関係)

収支精算書

1　収入の部

区　　分	金　　額	摘　　要
市補助金	円	釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金 (自己所有太陽光発電設備等)
自己資金	円	
その他	円	
合　　計	円	

2　支出の部

区分	費目	細分	太陽光発電 システム	蓄電池システム
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費、労務費、直接経費	円	円
	本工事費 (間接工事費)	直接必要な現場経費 機械器具の運搬や技術管理に要する費用など	円	円
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用	円	円
	機械器具費		円	円
	測量及び試験費		円	円
設備費			円	円
業務費			円	円
事務費			円	円
補助対象外経費			円	円
合　計			円	円
総合計			円	